

事務連絡
令和6年8月9日

建設業団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局建設業課長

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を踏まえた
工事及び業務に従事する作業員等の安全確保について（参考）

今般、令和6年8月8日の日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震を受け、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が気象庁から発表されました。本情報は、「南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられ」としたうえで、「今後の政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をと」ることを求めているものです。

（参考）気象庁ホームページ「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について」

<https://www.jma.go.jp/jma/press/2408/08e/202408081945.html>

これを踏まえ、国土交通省直轄工事及び業務に従事する作業員等の安全確保について、別添1のとおり行うこととしておりますので、お知らせします。

また、各都道府県及び指定都市に対しても別添2のとおり通知しておりますので、お知らせします。

貴職におかれましては、今後の政府からの情報も踏まえつつ、当該内容についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に本事務連絡について周知していただきますようお願いいたします。

以 上

事務連絡
令和 6 年 8 月 9 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を踏まえた
工事及び業務に従事する作業員等の安全確保等について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う対応については、平成 29 年 10 月 25 日国土交通省災害対策連絡調整会議申合せ（令和 3 年 10 月 13 日改定。以下「申合せ」という。）のとおりに申し合わせているところであるが、今般、令和 6 年 8 月 8 日の日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震を受け、同情報が気象庁から発表されたことを踏まえ、既契約の工事及び業務（以下「工事等」という。）において、下記のとおり適切に取り扱うこと。

記

○作業員等の安全確保について

土木工事安全施工技術指針等に基づき、受注者が適切に作業員等の安全確保が可能な体制の構築に努めるよう指示すること。

○工事等の一時中止措置について

「南海トラフ地震防災対策推進地域」での契約済み工事等において、申合せを踏まえ、地震の発生の危険にかんがみ、受注者が施工中又は履行中における工事等の一時中止を求める場合、工事請負契約書第 20 条、土木設計業務等委託契約書第 20 条等の規定に基づき、必要があると認めるときは、一時中止措置を行うこと。

以上

事務連絡
令和6年8月9日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局建設業課長

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を踏まえた
工事及び業務に従事する作業員等の安全確保について（参考）

今般、令和6年8月8日の日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震を受け、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が気象庁から発表されました。本情報は、「南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられ」としたうえで、「今後の政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をと」ることを求めているものです。

（参考）気象庁ホームページ「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について」

<https://www.jma.go.jp/jma/press/2408/08e/202408081945.html>

これを踏まえ、国土交通省直轄工事及び業務に従事する作業員等の安全確保について、別添のとおり行うこととしておりますので、お知らせします。

これを参考に、各都道府県及び指定都市におかれましても、作業員等の安全確保が可能な体制確保や、受注者から工事等の一時中止の求めがあった場合の措置について、今後の政府からの情報も踏まえつつ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

（参考）国土交通省「土木工事安全施工技術指針」（令和6年3月）※第2章第7節等参照

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001727225.pdf>

なお、各都道府県におかれましては、被災地の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いいたします。

以 上